

## ■ 「建設業許可申請書作成の手引」の改正について

---

### ◇PART 1、PART 2 共通の改正事項

#### ○営業所に専任する技術者の記載変更

改正前「専任技術者」

改正後 一般建設業「営業所技術者」、特定建設業「特定営業所技術者」

### ◇PART 1 の改正事項

#### ○主任技術者及び監理技術者の専任義務の合理化

〈営業所技術者等との兼務〉

- ・専任が必要な工事に、兼務が認められる要件を追加
- ・所属営業所に近接した現場として兼務が認められる移動時間  
(改正前) 概ね 1.5 時間 → (改正後) 概ね 2 時間

〈工事現場の兼務〉

- ・専任が必要な工事に、兼務が認められる要件を追加

#### ○契約書の法定記載事項の追加

- ・資材高騰に伴う請負代金等の「変更方法」を契約書の法定記載事項として明確化

#### ○工期等影響を及ぼす事象に関する情報の通知等について

- ・資材高騰等について契約前に通知した場合、注文者に請負代金等の変更を協議でき、注文者は誠実に協議に応ずる努力義務が追加

#### ○公共工事における施工体制台帳の提出義務の合理化

- ・発注者が情報通信技術を利用する方法により確認できる場合は、提出を要しない

#### ○労働者の適切な処遇の確保に関する建設業者の責務について

- ・労働者が有する知識、技能その他の能力について、公正な評価に基づく適正な賃金の支払等の措置を実施する努力義務が追加

#### ○情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工の確保について

- ・特定建設業者及び公共工事の受注者に、情報通信技術を活用した現場管理や下請負人に対する指導の努力義務が追加

#### ○技術者有資格コード

- ・登録基幹技能者の追加

### ◇PART 2 の改正事項

#### ○健康保険被保険者証の廃止に伴い、「経營業務の管理責任者」や「営業所技術者等」の常勤性確認資料の修正について

- ※「健康保険被保険者証の写し」については、それぞれの保険証の有効期間内に限って、確認書類として有効です。(協会けんぽの場合：令和7年12月1日まで有効)

※手引きのダウンロードURL (長野県公式HP)

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kensetsu/infra/kensetsu/kyoka/kyoka/shinse.html>

#### 【問合せ先】

長野県 建設部 建設政策課 建設業担当 TEL：026-235-7293 (直通)

FAX：026-235-7420 E-mail：[kensetsugyo@pref.nagano.lg.jp](mailto:kensetsugyo@pref.nagano.lg.jp)